

指定地域密着型通所介護 介護予防型デイサービス 事業
ハッピーリハ リゅうあん運営規程

(指定地域密着型通所介護事業の目的)

第1条 合同会社りゅうせんコミュニティサービスが開設するハッピーリハリゅうあん(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護、指定介護予防型デイサービスの適正な運営を確保するために、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練員が、介護保険法等関係法令に従い、利用者の尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(介護予防型デイサービス事業の目的)

第2条 事業所は、要支援者、日常生活支援総合事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、指定地域密着型通所介護、指定介護予防型デイサービスの事業(以下「事業」という。)の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者(要支援者)の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所において提供する地域密着型通所介護、介護予防型デイサービスは、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(H25年1月9日京都市条例第39号)」「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(H18年厚生省令第34号)」「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。厚生労働省令、告示の趣旨に沿ったものとする。

4 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の立場に立って公正かつ適切な姿勢を基本とし、利用者の意向を十分に尊重するものとする。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者の介護保険被保

険者証に記載された内容及び居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「ケアプラン等」という。）に沿って、通所介護計画、介護予防通所サービス計画を作成し、これに従って利用者に対しサービスを実施する。

- 5 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 6 個別ケア、小グループケア、利用者の選択の機会の充実により、その人らしさを実現する。
- 7 適切な介護技術でサービスを提供する。
- 8 提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

地域密着型通所介護 介護予防型デイサービス

- (1) 名 称 ハッピーリハ りゅうあん
- (2) 所 在 地 京都市右京区谷口垣ノ内町9-6
- (3) 事業単位 2単位
- (4) 利用定員 14人 （1単位目14人 2単位目14人）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行う場合がある。）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令と業務内容の把握を行う。
- (2) 生活相談員 2人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1人以上配置する。）
生活相談員は、利用者及び家族等からの日常生活上の相談支援、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 介護職員 2人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1人以上専従配置する。）
介護職員は、心身の状況の把握、サービス提供にかかる適切な介助を行う。
※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。
- (4) 看護職員 1人以上（配置時間内は専従とする）
看護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上 （配置時間内は専従とする）
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目：9時10分から12時20分まで、2単位目：13時30分～16時40分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、もしくは京都市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に応じて、その1割から3割の支払いを受けるものとする。

- (1) 日常生活動作の機能訓練
- (2) 健康状態チェック
- (3) レクリエーション
- (4) 送迎

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。

3 飲み物代は、ご注文時 1杯200円を徴収する

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 リハビリパッド代は、実費を徴収する。

6 布パンツ代は、実費を徴収する。

7 連絡帳代は、1冊あたり100円を徴収する。

8 クリアケース代は、1冊あたり150円を徴収する。

9 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。

10 地域密着型通所介護サービスを当日キャンセルした場合も、キャンセル料は徴収しない。

11 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

12 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

13 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、右京区、北区、上京区、中京区、下京区、西京区（北は北大路通、南は七条通、西は桂川、東は烏丸通まで）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護負担割合証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(運営推進会議)

第15条 1 当事業所の運営する地域密着型通所介護の地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センター職員に対し、単に運営上の報告を行うだけでなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築しサービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進介護の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。

3 運営推進会議はおおむね6か月に1回以上とする。

4 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)の夜虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、合同会社りゅうせんコミュニティサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年7月1日から改定する。

この規程は、令和5年6月1日から改定する。

この規程は、令和3年4月1日から改正する。

この規程は、令和2年12月1日から改正する。

この規程は、令和2年7月22日から改正する。

この規程は、令和2年5月1日から改正する。

この規程は、令和2年2月1日から改正する。

この規程は、令和2年1月1日から改定する。

この規程は、平成29年4月1日から改正する。

この規程は、平成29年2月1日から改正する。

この規程は、平成28年4月1日から改正する。

この規程は、平成26年7月28日から施行する。